

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和7年9月30日（火曜日）

開会 午後 1時00分

閉会 午後 1時43分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同次長	日笠哲宏
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	入野史也	総務部長	内田和弘
ふるさと納税推進課長	難波昭彦		
人口増推進課長	丸山幸司	総務課長	小川修
財政課長	岡真里		

6 調査事項その結果

調査事項

(1) ふるさと納税について

7 調査の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午後1時0分

○山田雅徳委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

調査事項（１）、ふるさと納税についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 それでは、所管事務事項の説明をさせていただきたいと思います。

既に報道等にございますとおり、本市はふるさと納税の地方団体の指定の取消しを受けることとなりました。告示は昨日、9月29日付で、本日30日から施行でございます。これに伴い、本日から2年間、指定を受けることができない状況となりました。復帰は、早くとも令和9年10月の見込みとなります。

なお、昨日、9月29日までに受け付けました寄附につきましては有効となり、昨日までに御寄附いただいた方は寄附金控除が受けられますし、返礼品もお送りいたします。

取消しの理由としましては、令和6年度においてそうじゃ地食べ公社へ運営補助として交付した補助金の一部が、ふるさと納税返礼品米の調達費不足の補填に充当され、当該補填が実質的に返礼品米の調達のために支出されたものであることから、地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に規定する返礼品等の調達に要する費用に当たり、返礼品米の調達に係る市からそうじゃ地食べ公社への支出額が寄附金額の3割を超過していたとして、同法第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき指定の取消しが行われたものでございます。

取消しに伴う対応といたしまして、報道発表のございました26日時点で、返礼品を提供して下さっていましたが72の事業者のうち市内52の事業者には直接訪問し、同日お会いできなかった事業者には翌日に再訪問、それでもお会いすることができなかった事業者には電話にておわび申し上げました。また、市外の20の事業者には電話及びおわび文の発送を行い、全ての事業者にお伝えをしたところでございます。

また、寄附者の方につきましては、令和7年中に御寄附いただいた方、約1万4,000人でございますが、メールまたは文書にておわびを申し上げたところでございます。

また、ふるさとチョイスなどのふるさと納税専用サイトにつきましても、昨日23時時点で遅くとも全てのサイトを停止いたしました。

市民の皆様、提供事業者の皆様、御寄附いただきました皆様に対しまして、この場をお借りして再度おわび申し上げます。

続きまして、資料1について御説明申し上げます。

この資料につきましては、指定取消しに伴い、市の財政に与える影響を説明するために作成した

ものでございます。

資料の内容ですが、ふるさと納税における令和3年度から令和6年度までの寄附金額及び寄附に伴う返礼品やサイト利用料などを含む募集費用を記載しておりまして、寄附金総額から経費を除いた収支差額が、総社市が得た、言わば利益に当たるものでございます。また、市民が他市町村へふるさと納税を行ったことによる市民税の減収額を明記しております。

説明は以上でございます。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 失礼しました。

資料1につきまして補足をさせていただきます。

表の中の寄附金総額①の欄の令和5年度、令和6年度の欄で、令和5年度7億5,669万5,000円の下にあります（7億5,986万7,000円）、同じく令和6年度にも括弧がございますが、この括弧につきましては災害に係ります代理寄附を行ったものにつきまして、この代理寄附につきましては経費は総社市で持ちます。これは七尾市、それから輪島市のほうに寄附をしたものでございますが、こちらのほうの寄附につきまして、いろいろな諸経費は総社市で持つということになっておりますので、この下にあります経費、募集費用5割の基準の算定基礎にもなりますので、こちらのほうに明記させていただいております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 総務省の決定がふるさと納税自治体の指定取消しということで、大変厳しい通達 came ということ、これはもうそれはそのまま真摯に受け止めてやらないといけないというふうに思います。

まず、最初にお聞きしたいのが、今回こういった結果になって、納税してくださった方であるとか事業者から何か特段御指摘やお叱りといえますか、そういったことがあればちょっと教えてください。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

寄附者からの苦情等々についてでございますが、26日の発表報道から昨日までにおきまして、電話やメールで64件のお問合せがございました。問合せ内容としましては、寄附をしているがその寄附額は有効なのか、全額控除を受けられるのか、返礼品は無事届くのか、中には取消しに対する厳しい御意見もございました。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他にありませんか。

じゃあすみません、先ほど御答弁の中で厳しい意見もありましたというのがあったんですけど、こういった御意見だったのかというのをちょっと具体的に教えていただいてもよろしいですか。

ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 委員長の質問に答弁させていただきます。

厳しい内容というのが、ちょっとかなり言葉的にも荒いような言葉もございますが、3割ルールを守ってない、虚偽申請をしているという中で、そういったのを現在しているということに対する行政の業務に対する苦情というものでございました。そうじゃ地食べ公社、それから民間との違いについて、そこに対する厳しい御意見があったということでございます。

○山田雅徳委員長 分かりました。

三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

事業者からの意見として、中にはふるさと納税の寄附を最初から想定して、製品であるとかそういうものを例えばたくさん作っていたけれども、それが出すことができなくなったことに対する、そういった御指摘というのはなかったですか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の質問に答弁させていただきます。

まず、提供事業者につきましては、先ほども御説明させていただきましたが全部で72社ございます。おおむね理解をしてくださったのですが、意見の中にはこういった事態になる前に寄附金額の見直しを行うことができなかったのかでありますとか、これからの季節物の商品を考えていたのに残念であるとか、そういったような、一部資材等を購入してただけというようなところの御意見がございました。

以上です。

○山田雅徳委員長 剣持委員。

○剣持堅吾委員 東京スポーツのニュースで、米高騰で岡山県総社市などがふるさと納税制度から除外という中で、放置したのはお上やでというようなニュースが入っているという。それで、同情殺到というようなことが入るとるのは、今の三宅委員とは違う意味でどういうことがあったかなかったか。分かっている範囲で教えていただけたらと思います。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 剣持委員の御質問にお答えします。

東京スポーツの記事がどういう情報源を基に書かれたかということはちょっと分かりませんが、SNS上等で、これは仕方ないよねというような書き込みとか投稿がされている件があるのは承知しています。市に直接御連絡いただいた中では、先ほどのその64件の中で10件を超えるぐらいの件数が応援メッセージになってまして、これまでお米をいろいろ送って、おいしいお米を送っていただいてうれしかったから2年後また頑張って再開してほしいとかという御意見ですと

か、これは米の価格が上がってしまったのは全国的な状況だから仕方がないよねとかといったコメントというのは私どももいただいているというところです。

○山田雅徳委員長 剣持委員。

○剣持堅吾委員 その中へ、2年間の制度から除外の影響について、大体年間6億円ぐらいの寄附金があるイメージ、そのうちの半分が、事業費用が約3億円が収入になるという。それが2年間ですから約6億円というようなことが収入減と見込んでるというふうに書いとんが、これはこの前もそういうことを聞いたと思うんですが、これもほんなら正しいニュースと考えておけばいいかどうか。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 剣持委員の御質問にお答えいたします。

資料1を御覧いただければと思いますけれども、資料1に令和3年度から令和6年度の寄附金総額ということで記載をさせていただいています。昨年度は12億円だったわけですが、令和3年度からですと5億6,000万円、令和3年度が5億6,000万円、あるいは令和4年度が約5億9,000万円、令和5年度が約7億5,000万円ということになっておりまして、これの半分ということだと最低でも3億円。令和6年度の数字でいくと6億円程度が損失ということになります。ただ、これはそのお米について先物取引の形をしていたりとか、あとは今回指定取消しを受ける理由になったやり方をした上でこういう金額が出ていましたので、通常のやり方をした場合にこの3億円程度なんじゃなかろうかということと言えるかなというふうに思います。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと最初にこんな質問をしているのは、これから混乱を避けるためにというようにところも含めて質問させていただいているんですが、ふるさと納税の運営に当たり、サイトなんかをたくさん開設しておりました。今後トラブルを避けるために、このサイトというのは既に全部閉鎖されていると。そのほかの、今回の指定取消しに関わる様々ないろいろなところの関係している、混乱を避けるためにそういったところは全部対処しているというふうに考えてよろしいですか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、サイトでいいますと14サイトを運営しておりました。その全てにおきまして昨日23時時点で全て閉鎖をして、その確認もできております。それ以降の手数料であるとかそういったような手続等につきましては、まだ若干その事由に基づく等のものがありますが、今後のその対応、経費をいつまでお支払いするのかとか、そういったようなことも今サイトの事業者等ともお話をしております。それ以外のことににつきまして、特にこの停止によりまして何かしておかないといけないというようなことはないかと思っております。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。そこは対処しているというふうに理解をいたしました。

ただ、やっぱりこれだけいろんな報道であるとかニュースになっても知らない人もいて、多分問合せをしてこられる人がいると思いますので、そういう方には丁寧に説明をしていただきたいなというふうに思っております。特に返答は要りません。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 この数字が令和3年度から令和6年度までであるわけですが、せっかく5億円、6億円、7億円、12億円という上り調子に上がってきたわけですが、今後これが2年間停止というようになると、来年度は丸々全額対象外かな。しかし、幾らか返礼品なくても寄附がいただける。今年度もあるかも分かりませんが、来年度はあるかもしれんし分かりませんが、そのあたりの見込みは分からんにしても、市の税としてのどれぐらい影響があるかというのは出されたんでしょうか、どうでしょうか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 高谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

昨日現在、速報ではございますが、寄附金額のほうで2億1,700万円寄附が入っております。ここで取消しまでということなので、令和7年度の決算におきましては速報値ではございますがこちらの金額になるかと思っております。

市民税の減収分につきましてですが、市民税につきましては減収部分につきましては今回令和7年度に影響を受けます所得が令和6年中の所得におけるものになっておりまして、こちらのほうの金額は約1億4,000万円、市民税のほうが減収になるということになっております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 これから寄附いただいたものについては意味がないということになると思います。7割、8割が総社市のお米が欲しいという方がおられたと思うんですが、これからそういうふうなお米も出せないとなると、農家に対する不満も出てくるんじゃないかという感じがいたしますが、そのあたりこれから、今後の対応ですが、どういうふうなことを考えられておりますか。とにかく米であろうが何であろうが、どういうふうに考えられていますか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 高谷委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

今現在におきましては、提供事業者様におかれましては今まで寄附をいただいたものにつきましては予定どおり配送させていただくということで御理解をいただいております。お米等につきましては行政施策のほうの事務になりますし、それ以外の提供事業者様の商品等の取扱いについては今後こういった形が、今のところ特に予定はしておりませんが、今後何かの形で継続

できるかどうか、そちらのほうは検討してまいりたいと思います。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 これから新米が出てくる、そういう時期になってくるわけですが、農家の方がどれぐらい対応するか、市のほうとして考えられるかということも心配ではないかと思うんです。3俵売るか5俵売るか10俵売るか分かりませんが、そういうふうな農家の方がどういうふうな考え方を持っておられるかちょっと私も分かりませんが、今後その考え方をふるさと納税推進課だけじゃなくして産業部、農林課も合わせての考え方も今後必要ではないかと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○山田雅徳委員長 すみません、ちょっと確認ですが、ふるさと納税に係るということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 ふるさと納税に関連することをお願いをいたします。答弁できますでしょうか。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 高谷委員の御質問にお答えいたします。

その点についてはふるさと納税担当部局だけではなくて、御指摘のとおり産業部であったり他部局ともよく相談の上、検討させていただきたいと思います。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 それで、じゃあちょっと一番聞きたいところの一つであります。これから2年間指定が取り消されるということですが、もともとの原因でありましたそうじゃ地食ベ公社に対する補助金が今回の返礼米の仕入れ額になったというふうに判定されました。以前も委員会のほうでお話しさせていただいたんですが、今回このそうじゃ地食ベ公社を通じてお米を仕入れるということが、やはりどうしてもそこで総社市とそうじゃ地食ベ公社の間に、前回はなあなの関係というふうに言わせていただきましたが、そういう関係があったので今回につながったのではないかというふうなことも申し上げさせていただいたんですが、今後この点に関して、これから2年間あるんですけれども、この点を改善するために何か、これからどうやっていくかということは考えられるんだろうと思うんですが、何か考えていることがあればちょっと教えていただけますか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の御質問にお答えさせていただきます。

まずもって今回の取消処分になりました要因としまして、やはり先行予約型のふるさと納税を行ったこと、米価高騰により赤字が発生してしまったこと、ここは大いに反省をするところございまして、なかなか今後先物取引、いわゆる先行予約等というものは恐らくこちらのほうではやるべきではないというふうな考え方の下で、いろんな制度をまた考えていこうかなと思っております。

その際には、今度はそうじゃ地食べ公社でないといけないのかとかというところが、通常の提供事業者と同じような米の価格が確定して以降の受付というところの判断になりますと、そうじゃ地食べ公社だけというような形にもならないのかなと思っておりますので、そこら辺につきましてはまた中で再度よく検討していこうかなと思っております。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。二度とこういう判定にならないように対応していかないとけないと。今の先物取引のことも改めるというふうに理解をしましたが、これ米だけはないとは思いますが、果物であるとかそういったものも考えられるという、対象に含むということですか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

確かにブドウでありますとか桃でありますとか、そういったものも先行型の予約をしております。これにつきましても価格的にお米ほどの変動がないかどうかということのははっきりと申し上げられないところもございますので、そちらのほうも今後もそういう形でやっていくのか、まあ民間事業者のほうでも実際に先行予約型で受付をしているという実態もございますので、総社市が全て先行予約型をしないという考え方を持つかどうかということも今後しっかりと議論していきたいと思えます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ということであれば、先行予約型でやったら今回のようなことになり得る可能性が今後もあるということなので、それであればそれに対応した、例えば返礼品の量を返礼品の価格が変わったら変動させていただきますとか、そういうことも今後考えていかないとけないと思いますので、ぜひそこは担当課でちゃんとお願いをさせていただきたいのと、返礼品が3割を超えないということを常に確認ができる体制というか取組というか、何かそういうことって今後考えられていますかね。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 3割ルールを、3割を超えないようにしていく方法ということも含めて、2年間しっかりと考えていきたいと思えます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 先物取引についての今回の停止について、市長がSNSで、誰もこの物価高騰のお米の値上がりなどは予測できなかったのではやむを得ないというようなことが書かれておりましたけども、なおかつ赤字云々そうじゃ地食べ公社に補助金を交付するしかありませんでしたというようなことが書かれてありました。私は、このふるさと納税の制度について、非常に国は、総務省は後出しじゃんけんのような、民間、いわゆる地方自治体のほうが様々なアイデアを出してる中で、

後から後から規制をかけるようなことがあったわけですから、当然この資料1に載っとる令和3年、令和4年なんかには米価の高騰はなかったわけですね。普通にそうじゃ地食公社に対する運営費用の赤字の補填はあったりもしました。ですけども、今回は非常にそれがほとんどが米の高騰に対する赤字の補填だということで、後出しじゃんけんがある制度にもかかわらず、なぜ私は総社市が総務省に都度都度確認しなかったのかと。はしごを外すのは国のよくある常套手段であるはずなのに、この以前も国から来てた部長がいたんですから、そこがやっぱり一番問題だと。そうじゃ地食公社に赤字補填をしたら3割ルール逸脱するって確認しとけば、何も問題は起こらなかったわけですから、ブラックボックスでも何でもなし話ですから、どちらの代表者が同じであろうかどうであろうか3割ルールを逸脱しないと確認さえしておけば何にも問題がないことだと思いますので、ですからもう2年間停止を食らいましたから、だからこの先物取引、先ほども話の中でこれからもしていくのかどうなのかも検討するだとかという話もありましたけれども、やっぱりちゃんと対応している自治体があるのかどうかとか、それがやっぱり自治体同士の連携ができる、我々の対応の細かさというか、部分だと思いますので、絶対に1万8,000円で買い取るって言ったのが2万七千何ぼになった、当然その分赤字だ、なら募集停止をする。6万円で1俵だったところが6万円では1俵出せません、30kgです、15kgですといった対応をしたところがあるはずなんですよ。なのに、なぜうちはそれをしなかったのか、そういう検証もちゃんとしないといけないと思いますので。だから、お米は農家ごとに仕入れたわけじゃなくて農協から仕入れてたわけですね。ですから、これからどれぐらいの影響が出てくるのか、今は非常に概算金の金額も3万円以上が1俵になっという話がありますので、その辺も含めて私としては市内の農業従事者の米農家が不安にならないような形をしっかりとこれから2年の間にちゃんと、先ほど申し上げた反省点も含めて考えてほしいなと思いますので、そういうことで。まあ意見のようになってしまいましたけれども、その点について何か御答弁というか頂戴できるものがあればお願いします。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 岡崎副委員長の御質問にお答えいたします。

副委員長御指摘いただいたとおり、昨年の段階でこれは本当にいいことなのかと、これで規定上問題ないのかという解釈の確認ができたんじゃないのかというのは大きく反省するところかなというふうに思っております。ですので、ふるさと納税制度のこの各種通知類であつたり規定ということを改めてしっかり認識をするということと、それからこれから先何か新しい取組をするときには本当にその解釈上大丈夫なのかということと、もし疑義が生じるようであればあらかじめ確認するということについてはしっかり徹底をするようにしていきたいと思います。

○山田雅徳委員長 岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 我々もこの総務生活委員会でのメンバーでの所管事務調査はここで終わるわけですが、議会事務事業評価の中でふるさと納税の拡充というのをさせていただきました。それはあくまでも3割ルール、いわゆる国からの全てのルールを守った上での総社市のお米が

おいしいですとか果樹がおいしいですとか、そういった募集をどんどんどんどん来るように頑張っ
てほしいという思いからでしたので、我々も選挙を受けてまた選ばれた人間でもありますけれど
も、次の体制がどうなるか分かりませんが、市民の期待を裏切らないようにしていただきたい
と思いますので、今後もよろしくお願いします。答弁いいです。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、確認だけなんですけど、ふるさと納税には企業版ふるさと納税とい
うのがあります。それと、さっき代理で災害した自治体のふるさと納税を受け付けたということも
説明ありましたが、これも全て、この二つも全て制約を受けるようになるということなので理解すれば
よろしいですか。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、制度が内閣府における制度のものでございまして、
こちらのほうにつきましては今までどおり企業版ふるさと納税は可能でございます。

それから、代理寄附の件につきまして、総社市が他市のために代理寄附をするということは、こ
のふるさと納税の指定を受けていないとできないということになりますので、代理寄附のほうはで
きません。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 再度ちょっと。企業版のほうは今までどおり受付ができるというふうな説明でし
たけど、それはそういうことですね、ちょっと再度確認です。

○山田雅徳委員長 ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 三宅委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、企業版ふるさと納税は今までどおり実施することが可能でござい
ます。

以上です。

○山田雅徳委員長 すみません、ついでに聞くんですけど、ガバメントクラウドファンディングの
ほうは、これはどうなんですか。

ふるさと納税推進課長。

○難波昭彦ふるさと納税推進課長 委員長の質問にお答えさせていただきます。

ガバメントクラウドファンディングにつきましても、これもふるさと納税制度の中のことでござ
いますので、昨日、今現在さくら猫、それからトイレカーの関係でございますが、こちらのほうも
停止をしております。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 いろいろ議論が出てきたわけですが、2年間ということになるわけですが、返礼品が出せない。しかしながら、できれば寄附はいただきたい、財源のためにもいただきたいというふうになるかと思うんですが、そのあたりこれから全国の方々にそういうふうな内容での募集というか、そういうふうなことはどう考えられとんですか。

○山田雅徳委員長 ちょっとすみません、一旦休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時36分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 高谷委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の指定取消しですが、ふるさと納税という御寄附をいただいた場合に、ふるさと納税制度の場合だと2,000円の手数料を除く部分の税額が控除されるという仕組みになっているわけですが、その税額控除を受けることができない、というのが実際のところですので、我が市に対して寄附をしていただくこと自体は可能ということになります。その上で、こういった状況でありますので、現時点で何か寄附を大々的に求めたりとかということは考えておりません。

○山田雅徳委員長 高谷委員、よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、いろいろと聞いてしまってますが、若干それなら申し訳ないんですが、ふるさと納税推進課というのが今年度から新しくなりまして、これから指定が取消しになるとこの仕事の量というのが変わってくることもちょっと想定されて、ここで働かれています方もたくさん、会計年度任用職員も含めていらっしゃると思うんですが、まあこれから先の話なんですけれども、そういう方々の働く内容というんですかね、これから仕事量がどんどん減ってきたときに、こういう方々の処遇とか対応というのは考えられていますか。

○山田雅徳委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 実は、先日からそういったことを検討し始めました。業務量がどれくらい変わってくるかにもよると思います。今、本当に極端に業務量が減る場合でしたら、今の場所へは職員は今の数だけは要らないようになるので、そこのところは年度の途中でも考えていこうと思っております。

それから、会計年度任用職員の人は4名おりますけど、こちらのほうもそういった考えで今後検討してまいります。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。まずは、今まで寄附をいただいた全国の方々に対して丁寧に関わり、今までも対応していただくというのが当然の仕事でありますから、それがだんだん落ち着いてきたときに働かれている方々の処遇というか対応も考えながら対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○山田雅徳委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 ありがとうございます。そういったことも含めまして今後検討させていただきます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 じゃあすみません、私から1点。

この間いろいろ答弁いただいております。少し心配になってるのが、問合せがあったりであるとか、それぞれ事業者の説明をしていただいております。理解をいただいているという、そういった答弁であったかと思っております。おおむね理解をいただいているという認識ではあるんですけども、その事業者はそれぞれ事業を抱えて協力をいただいているわけでありまして。これ訴訟問題になったりとかということまで発展するような状況は今のところあるのかなのか。まあそりゃ後々されるかもしれないですけども、現時点でそういった状況を把握されていますか。

総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 委員長の御質問にお答えいたします。

今のところそういったお声というか、そういった御意見はいただいております。

○山田雅徳委員長 分かりました。

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 じゃあ、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件については、さらに調査を行う必要がある場合は委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、今回の任期が我々ありますので、この委員会は今日で終わりということになります。ですので、その後の来期の委員会の方にこれはある程度申し送りというか、そういうことをさせていただきたいなと思うんですけども、内容として自由討議で決めさせていただくか、これまでの議論を通じて委員長に御一任をいただけるのかというのを少し御意見をいただきたいんですが、どうでしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 いいですか。分かりました。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上をもちまして、本日の調査事項は終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時43分

総社市議会委員会条例第30条第 1 項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳